

山形広域環境事務組合管理者会議に関する規則

〔平成 4 年 3 月〕
共衛規則第 3 号

改 正 平成 1 9 年 3 月山広環規則第 1 号 平成 2 7 年 7 月山広環規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の重要事項を能率的に執行するため、管理者会議の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、山形広域環境事務組合管理者会議（以下「管理者会議」という。）を設置する。

(組織)

第 3 条 管理者会議は、管理者が統括し、管理者及び副管理者をもって構成する。

2 管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、山形広域環境事務組合規約（昭和 4 3 年山形県指令地 2 2 4 1 号）第 9 条の規定を適用する。

（平 1 9 規則 1、平成 2 7 年規則 8 ・ 一部改正）

(会議)

第 4 条 管理者会議は、必要の都度開催するものとする。

(招集)

第 5 条 管理者会議は、管理者が招集する。

(議事)

第 6 条 管理者会議は、管理者及び全ての副管理者（以下「出席者」という。）が出席しなければ、開催することができない。

2 管理者会議の議事は、出席者全員の同意をもって決する。

（平 2 7 規則 8 ・ 追加）

(表決)

第 7 条 管理者又は副管理者が欠けたとき、又はやむを得ない理由のため管理者会議に出席できないときは、当該管理者又は副管理者の属する市町の副市町長が出席し、表決することができる。この場合において、前条第 1 項の規定の適用については、当該管理者又は副管理者は出席したものとみなす。

（平 2 7 規則 8 ・ 追加）

(審議決定事項)

第 8 条 管理者会議は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 組合議会に關すること。
- (2) 條例等に關すること。
- (3) 予算の編成及び決算に關すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項に關すること。

(平 2 7 規則 8・旧 6 条線下)

(庶務)

第 9 条 管理者會議に關する庶務は、事務局で行う。

(平 2 7 規則 8・旧 7 条線下)

(実施細目)

第 1 0 条 この規則の実施細目について必要な事項は、別に定める。

(平 2 7 規則 8・旧 8 条線下)

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月改正)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 7 月改正)

この規則は、公布の日から施行する。